

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	母体保護法
根拠条項	第39条第2項
処分の概要	受胎調節実地指導員の指定の取消し
法令の定め	第39条第2項 都道府県知事は、第15条第1項の規定により、都道府県知事の指定を受けた者が次の各号の一に該当したときは、同条同項の指定を取り消すことができる。
処分基準	次のいずれかに該当する場合 1 前項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品につき、薬事法第43条の規定がある場合において、同条の規定による検定に合格しない当該医薬品を販売したとき。 2 前項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品以外の医薬品を業として販売したとき。 3 前各号のほか、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を業として販売したとき。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室 各総合振興局（振興局）保健環境部地域保健室 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
問い合わせ先	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室 各総合振興局（振興局）保健環境部地域保健室 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係（医療・母子保健） (電話番号：011-206-6343)
備考	(公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html</a> )